

肱川水系の河川整備計画づくり

3/19現在

河川整備基本方針決定

(H15. 10. 2)

河川整備計画の策定

学識経験者

肱川流域委員会

- 第1回 H15. 10. 31
- 第2回 H15. 12. 1
- 第3回 H16. 1. 26
- 第4回 H16. 3. 22

※[河川法第16条の2 第3項]

必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有するものの意見を聴かなければならない。

素案発表

(H16. 1. 23)

原案

決定

関係住民 (肱川流域)

情報コーナーの開設

(H16. 1. 8~3. 3) 11日間, 143人参加

毎週水曜日開設
(初回のみ木曜日、一部土日祝も開設)

住民意見交換会

(H16. 2. 2~2. 6)
意見発表 47人
参加者 758人

流域内の関係市町村において開催

公聴会 (H16. 2. 27)

公述10人, 傍聴者175人

※[河川法第16条の2 第4項]

必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

意見ハガキでの意見募集

(H16. 1. 23~2. 27) 573通

インターネットでの意見募集

(H16. 1. 23~2. 27) 9通

出前講座等 (H15. 11. 28、

H16. 1. 13、2. 17、2. 28)
4日 約160人参加

関係団体等への説明会

ケーブルテレビでの放送

(H16. 2. 1~2. 15、2. 19~3. 3)

ニュースレター各戸配布

(H15. 11~) NO. 40まで発行済

愛媛県知事

関係市町村長

※[河川法第16条の2 第5項] 及び [河川法施行令第10条の4]

関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聞かなければならない。

資料-2